

環境局事業所人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境局人権行政推進委員会設置要綱第6条に基づき、事業所における総合的かつ効果的な人権行政の推進を図るため、各事業所に「事業所人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、環境事業センター（出張所を含む。）をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、事業所の長をもって充てる。

3 副委員長及び委員は、所属職員の中から委員長の指名するものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(活動内容)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 事業所における人権教育・啓発・職員研修に関する事項。
- (2) 環境局人権行政推進委員会から対応を求められた事項。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。